

# 環境影響評価書案

—八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業—

平成13年3月

八王子市

## 1. 事業者の名称及び所在地

名称：八王子市

代表者：八王子市長 黒須 隆一

所在地：八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

## 2. 対象事業の名称及び種類

名称：八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業

種類：廃棄物処理施設の設置

## 3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都八王子市戸吹町において、一般廃棄物の最終処分場を建設するものである。

なお、本事業において埋立処分する一般廃棄物は、計画地に隣接する八王子市戸吹破砕処理センターで破砕選別された、プラスチック・ガラス屑等の破砕不燃物である。

事業の概要は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 事業の概要

名称		八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業	
位置		東京都八王子市戸吹町 1589 番地ほか	
規模	面積	全体面積	約 7.5 ha
		造成面積 (埋立地面積)	約 4.1 ha (約 2.4ha)
		残留緑地面積	約 3.4 ha
	埋立容量 *1	約 271,000 m <sup>3</sup>	
埋立廃棄物の種類		破砕不燃物 *2	
工事期間	第 1 期	平成 16 年度～平成 17 年度	
	第 2 期	平成 24 年度～平成 25 年度	
廃棄物埋立処分	第 1 期	平成 18 年度～平成 26 年度	
	第 2 期	平成 26 年度～平成 34 年度	

注) \*1：埋立容量は、廃棄物の埋立容量に覆土容量を含めた埋立柱の容量である。

\*2：八王子市戸吹破砕処理センターにおいて破砕選別された、プラスチック・ガラス屑等の一般廃棄物の破砕不燃物である。

#### 4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について、現況を調査し事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1に示すとおりである。

表4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論(その1)

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>地形の改変に伴う一般粉じん(土壌粒子)の飛散・降下する量について、粉じんが発生する可能性のある工事期間(土地改変期間)においては、種子吹き付け等による緑化により、粉じんを発生するおそれのある表土の露出を早期に養生するよう努めるとともに、散水等の措置を徹底することにより、粉じんの飛散を抑制することで、評価の指標とする「可能な限り粉じんの発生の防止に努めること」を達成できると考える。</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスの大気中における濃度についての日平均値予測結果は、最大となる地点が計画地の敷地境界となり、その濃度の最大は二酸化窒素が0.032ppm、浮遊粒子状物質が0.064mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とする環境基準値(二酸化窒素:0.06ppm、浮遊粒子状物質:0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。また、残土運搬車両の走行に伴う排出ガスについての日平均値予測結果は、二酸化窒素が道路端において最大0.046ppmであり、評価の指標とする環境基準値を下回るが、浮遊粒子状物質は道路端において0.106mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とする環境基準値を上回る。しかし、年平均値の予測結果に対する付加率は最大で0.3%である。</p> <p>なお、エンジンの無用なアイドリングは避けることや、朝・夕の時間帯及び渋滞時は残土運搬車両の走行を回避するなどの環境保全のための措置により、排出ガスの低減に努める。</p>
悪臭	<p>計画地の敷地境界での臭気濃度は東京都公害防止条例に基づく規制基準値である10未満、悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制基準値以下となり、評価の指標を下回る。</p>
騒音	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、計画地敷地境界において、第1期工事開始4ヶ月目が73デシベル、第2期工事開始7ヶ月目が75デシベルとなり、評価の指標とする指定建設作業に係る勧告基準値(80デシベル)を下回る。また、計画地北側の最寄り民家においては、第1期工事開始4ヶ月目が61~63デシベル、第2期工事開始7ヶ月目が61~64デシベルとなる。</p> <p>なお、建設機械の稼働位置等の状況により、仮囲いを設置するなどの環境保全のための措置を実施することにより、建設作業騒音レベルの低減に努める。</p> <p>残土運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で73~74デシベルとなり、評価の指標とする環境基準値(70デシベル)を上回るが、現状で既に環境基準を上回っており、残土運搬車両の走行による道路交通騒音レベルの増加レベルは0.1~0.2デシベルである。</p> <p>なお、運行台数の遵守などの環境保全のための措置を実施することにより、道路交通騒音レベルの低減に努める。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論 (その 2)

環境影響 評価項目	評価の結論
振 動	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルは、計画地敷地境界において第 1 期工事開始 4 ヶ月目が 58 デシベル、第 2 期工事開始 7 ヶ月目が 65 デシベルとなり、評価の指標とする指定建設作業に係る勧告基準値 (70 デシベル) を下回る。また、計画地北側の最寄り民家においては、第 1 期工事開始 4 ヶ月目が 30~36 デシベル、第 2 期工事開始 7 ヶ月目が 36~48 デシベルとなる。</p> <p>なお、建設機械の稼働や稼働時間の集中を避けるなどの環境保全のための措置を実施することにより、建設作業振動レベルの低減に努める。</p> <p>残土運搬車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で 49 デシベルとなり、評価の指標とする特定工場等に係る振動の規制基準値 (60 デシベル) を下回り、残土運搬車両の走行による道路交通振動レベルの増加レベルは 1 デシベル未満である。</p> <p>なお、残土運搬車両の走行等の際には、運行台数の遵守などの環境保全のための措置を実施することにより、道路交通振動レベルの低減に努める。</p>
水 質 汚 濁	<p>日雨量 30mm での雨水調整池放流地点における SS 濃度は、降雨量に応じて凝集剤を使用することなどの処置を実施することにより環境基準値 (25 ng/l) 以下となり、評価の指標を下回る。</p>
地 形 ・ 地 質	<p>計画地の地山斜面は締まりの良好な地盤で、大規模な斜面崩壊や地すべりは発生していない。また、計画地の切土は標準切土法面勾配に準拠すること、土堰堤の盛土は所要安全率を上回ること、逆 T 型コンクリート擁壁は十分な安定性を確保する躯体構造・基礎構造形式とすること、雨水による侵食崩壊を防ぐ安定対策を必要に応じ実施することから、計画地において斜面及び貯留構造物の安定は確保されると考える。</p> <p>計画地の基礎地盤は、圧縮強度が高く硬く締まった土質からなり、十分な地耐力を有している。このことから、計画地において地盤の変形は生じないと考える。</p>
水 文 環 境	<p>計画地内の土地の改変により、雨水流出量が現況に比べ第 1 期工事後に 147.1% 増加、第 2 期工事後に 163.3% 増加するが、計画地下流側に設ける雨水調整池は、30 年確率降雨強度の降水量に対して十分な調整容量 (2,551m<sup>3</sup>) を確保する。また、緑化の推進などの環境保全のための措置を実施することから、大槻川へのピーク河川流量が著しく増加することはないと考える。</p> <p>大槻川全体の集水流域面積に対して、計画地を含む谷部の集水流域面積は約 7.9% であり、本事業による埋立地などの人工改変面積は、大槻川流域全体に対して 6.3% であることから、本事業の実施に伴う大槻川の流況が著しく変化することはないと考える。</p> <p>本事業により計画地内の沢流水・斜面からの湧水は消失するが、大槻川の涵養域全体に対する改変面積の割合は約 6.3% であるため、大槻川流域全体における地下水涵養量の変化は少なく、さらに緑化の推進などの環境保全のための措置を実施することにより、計画地周辺の地下水位の変化はほとんど生じないと考える。</p>

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論 (その 3)

環境影響 評価項目	評価の結論
植物・動物	<p>植物・動物に対しては、それらの生息（育）環境である植物群落の消失等に伴う影響が考えられる。本事業に伴いアカマツ群落の11%、コナラ群落の6.3%、放棄水田雑草群落についてはその全てが改変される。これにより、カンアオイ、サンコウチョウ、オオムラサキなど樹林性の動植物種の生息（育）環境の一部が消失し、ミズニラ、トウキョウサンショウウオなど湿地性の種の生息（育）環境は全て消失する。</p> <p>このため、樹林性の注目される動植物種が集中する尾根筋においては、樹林を可能な限り保全し、その連続性を確保する。また、緑化が可能な法面等については、アカマツ群落やコナラ群落を目標とする植物群落の再生に努める。一方、事業の性格上湿地（放棄水田雑草群落）の消失は避けられないが、雨水調整池において、放棄水田雑草群落の再生を図るとともに、生息の回復が期待される種の生活史等を考慮し、水環境～水際植生～周辺樹林をむすぶ地形の連続性の確保等に努める。</p> <p>以上により、植物・動物の多様性は確保されるものと考える。</p>
景 観	<p>計画地を可視できる領域は計画地北側の一部に限られることや、残留緑地を確保しスカイラインとして視認される尾根部を保全することなどにより、計画地周辺の地域景観の特性の変化を少なくできるものと考えられるが、代表的な眺望地点からの眺望では、人工的景観要素の出現に伴う景観の変化が生じるおそれがあるため、緑化などの環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これにより、埋立作業の完了後においては、改変区域のうち盛土法面等の緑化可能な部分が低木及び草本群落が成立する緑地として回復するため、周辺丘陵部の樹林景観に調和するよう推移するものと考える。</p> <p>以上のことより、周辺樹林景観への連続性を確保し、周辺の景観に調和するみどりの回復に努めることができるものと考える。</p>
廃 棄 物	<p>本事業の実施に伴い、伐採樹木や建設発生土などの廃棄物が発生するが、有効再利用等に努めることにより、伐採樹木の排出量は発生量の約44%に、建設発生土の排出量は発生量の39%に抑える。</p> <p>以上のことより、評価の指標とした事業者の責務を果たせるものと考える。</p>

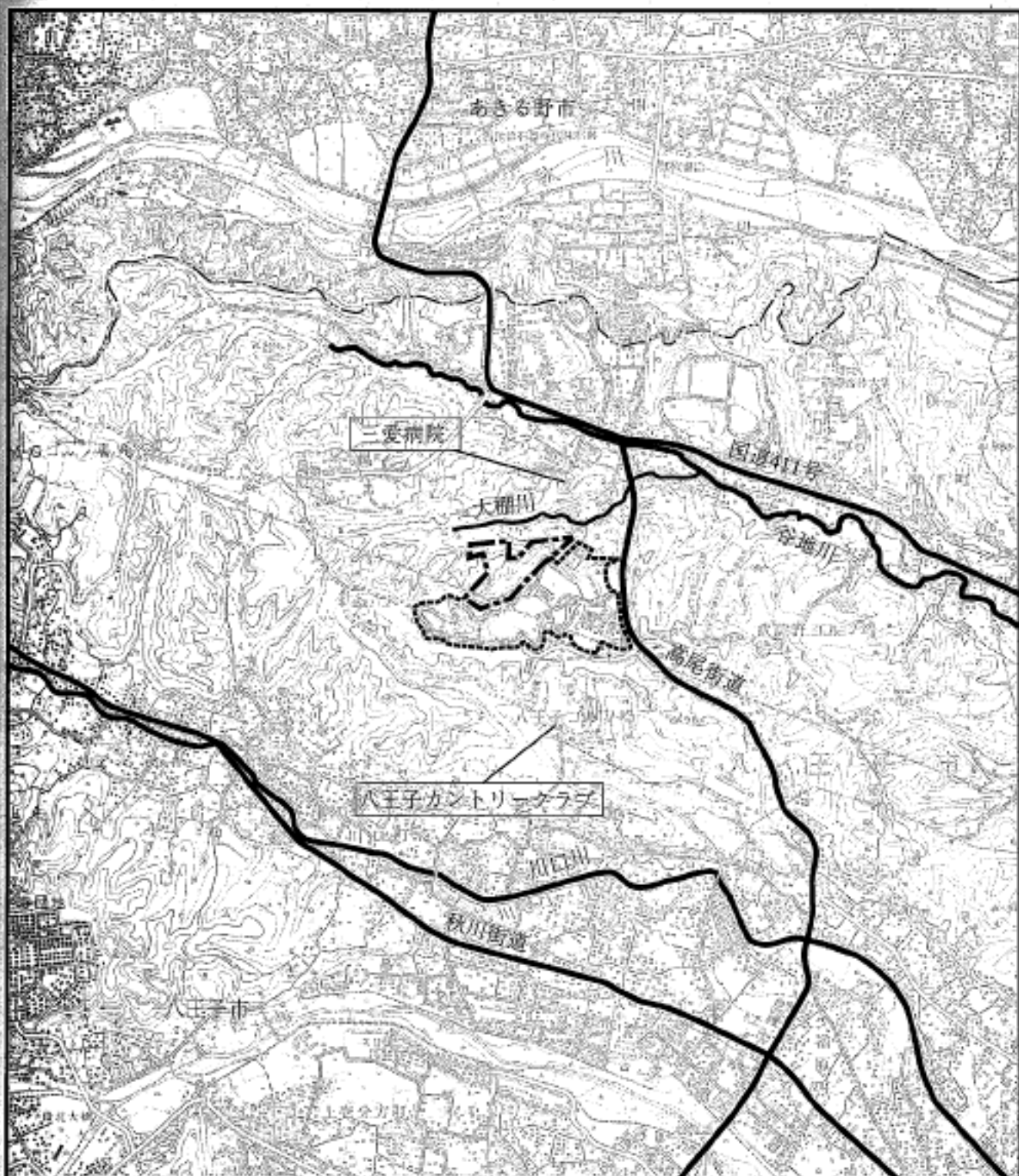
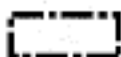




図5.2-1 対象事業の位置

- 凡例
-  計画地
  -  既存清掃施設区域
  -  市界

